

平成25年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成25年3月25日(月曜日)

議事日程第6号

平成25年3月25日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 新幹線・港湾等交通網対策について
- 日程第4 議案第16号から同第27号まで及び議案第52号
- 日程第5 議案第28号から同第41号まで、議案第53号から同第56号まで、議案第62号及び同第63号
- 日程第6 議案第42号から同第50号まで及び議案第57号から同第60号まで
- 日程第7 議案第51号及び同第61号
- 日程第8 議案第3号から同第15号まで
- 日程第9 諮問第1号及び同第2号
- 日程第10 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 新幹線・港湾等交通網対策について
- 日程第4 議案第16号から同第27号まで及び議案第52号
- 日程第5 議案第28号から同第41号まで、議案第53号から同第56号まで、議案第62号及び同第63号
- 日程第6 議案第42号から同第50号まで及び議案第57号から同第60号まで
- 日程第7 議案第51号及び同第61号
- 日程第8 議案第3号から同第15号まで
- 日程第9 諮問第1号及び同第2号
- 日程第10 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

応招議員 26名

出席議員 24名

- | | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 甲村 | 聰 | 君 | 2番 | 保坂 | 悟 | 君 |
| 3番 | 斉木 | 勇 | 君 | 4番 | 渡辺 | 重雄 | 君 |
| 5番 | 古畑 | 浩一 | 君 | 6番 | 後藤 | 善和 | 君 |
| 7番 | 田中 | 立一 | 君 | 8番 | 古川 | 昇 | 君 |
| 9番 | 久保田 | 長門 | 君 | 11番 | 中村 | 実 | 君 |
| 12番 | 大滝 | 豊 | 君 | 13番 | 伊藤 | 文博 | 君 |
| 14番 | 田原 | 実 | 君 | 15番 | 吉岡 | 静夫 | 君 |
| 16番 | 池田 | 達夫 | 君 | 17番 | 五十嵐 | 健一郎 | 君 |
| 18番 | 倉又 | 稔 | 君 | 19番 | 高澤 | 公 | 君 |
| 20番 | 樋口 | 英一 | 君 | 21番 | 松尾 | 徹郎 | 君 |
| 22番 | 野本 | 信行 | 君 | 24番 | 伊井澤 | 一郎 | 君 |
| 25番 | 鈴木 | 勢子 | 君 | 26番 | 新保 | 峰孝 | 君 |

欠席議員 2名

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|
| 10番 | 保坂 | 良一 | 君 | 23番 | 斉藤 | 伸一 | 君 |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|

+

+

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | | | |
|----------|----|----|---|-----------|-----|-----|---|
| 市長 | 米田 | 徹 | 君 | 副市長 | 本間 | 政一 | 君 |
| 総務部長 | 金子 | 裕彦 | 君 | 市民部長 | 吉岡 | 正史 | 君 |
| 産業部長 | 酒井 | 良尚 | 君 | 総務課長 | 渡辺 | 辰夫 | 君 |
| 企画財政課長 | 斉藤 | 隆一 | 君 | 能生事務所長 | 久保田 | 幸利 | 君 |
| 青海事務所長 | 木下 | 耕造 | 君 | 市民課長 | 竹之内 | 豊 | 君 |
| 環境生活課長 | 渡辺 | 勇 | 君 | 福祉事務所長 | 加藤 | 美也子 | 君 |
| 健康増進課長 | 岩崎 | 良之 | 君 | 交流観光課長 | 滝川 | 一夫 | 君 |
| 商工農林水産課長 | 斉藤 | 孝 | 君 | 建設課長 | 串橋 | 秀樹 | 君 |
| 都市整備課長 | 金子 | 晴彦 | 君 | 会計管理者会計課長 | 結城 | 一也 | 君 |
| ガス水道局長 | 小林 | 忠 | 君 | 消防長 | 小林 | 強 | 君 |
| 教育長 | 竹田 | 正光 | 君 | 教育次長 | 伊奈 | 晃 | 君 |
- 教育委員会教育総務課長兼務

教育委員会こども課長	吉田一郎君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	田原秀夫君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	佐々木繁雄君	監査委員事務局長	横田靖彦君

事務局出席職員

局長	小林武夫君	次長	猪又功君
主任主査	水島誠仁君	主査	大西学君

午前10時00分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、保坂良一議員、斉藤伸一議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、後藤善和議員、20番、樋口英一議員、両名を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

3月6日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日の委員長報告についてであります。総務文教及び市民厚生各常任委員長から、休

会中に所管事項調査を行い、その経過についての報告を、また、新幹線・港湾等交通網対策特別委員長から結審報告を、それぞれ行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につきまして、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

また、3月6日の議会運営委員会では、議会改革の推進と議会基本条例の制定についての次期議会への申し送り文案を協議し、本日、お手元配付のとおり決定し、次期議会に申し送ることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の3月12日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

市民会館のリニューアルについてであります。2月14日の委員会において担当課から、よい

例として説明があり、委員会より追加説明を求めていた新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあの椅子について、資料、現地の写真をもとに説明を受けた後、委員より、椅子をりゅーとぴあと同等のものにすると、1脚12万円から18万円になり総額で6,000万円の増額ということか、新築との工事費の差額はどうかという質疑があり、りゅーとぴあの椅子を音響可変装置等を除いてつくった場合には、総事業費は約6,000万円ふえるということである。新築の場合でも、同等の椅子を使った方がよいと考えられるので、差額に大きな変更はないと答弁され、今、リニューアルしても、25年後には建てかえの時期を迎える。合併特例債以外に有利な財源はあるのか。ないとしたら、有利な財源として合併特例債を使えるこの時期に改築した方が、将来的にも安上がりということになるのではないかとこの質疑に対し、将来の改築時期における財源については不明であるが、現状で言えば、合併特例債以外に有利な財源はない。解体にも費用がかかるとし、他のいろいろな事業に取りかからないといけない。今、リニューアルをすることによって長く使いたい。ご理解をいただきたいと答弁されております。

市民会館のリニューアルについては多くの時間をかけて改築、新築か、リニューアルか、リニューアルの内容を含めて調査を行ってまいりましたが、担当課から示されたリニューアルに向けてのスケジュールでも、方針決定まで時間的猶予を見込まれていることから、この委員会では結論を出さずに、次の新たな人員構成での委員会で、行政側からは十分な検討材料を出してもらって、しっかり議論を尽くした中で結論を導き出していただくこととして、質疑を終結しております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、3月11日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

調査事項は、過去において何回か調査、検討を重ねてきました、健康づくりセンターはびねすで発生したレジオネラ菌対応についてであります。

これは、当初休憩中の報告であったものですが、冒頭に、責任のある指定管理者及び行政担当者への処分報告がありましたことと、また、この事案による指定管理者の経費負担などの報告もありましたことから、当委員会とすれば議員各位への報告義務もあると考え、急遽、所管事項調査に切りかえたものであります。

今回の処分内容については、

(1) 指定管理者のコナミスポーツ&ライフ・糸魚川二幸グループについては、市との協定どおりに作業を行っていなかったこと。

1つ、異常発生後にもその状況の把握が甘く、さらなる重大事故に発展する恐れのある中で営業していたことなどの理由により、1月30日に文書による嚴重注意を行いました。

(2) 市の職員にあっては、指定管理者の管理監督不足と運営状況の監督不足などで、市民部長には口頭による注意、健康増進課長には文書による訓告、その他担当役職職員には口頭による嚴重注意を行っています。

なお、今回の不祥事における営業停止期間の損失と、事故防止対策で約150万円程度の経費がかかりますが、全てコナミ・二幸グループの負担で処理することとあります。

また、委員からは、はびねすではサウナに入るマナーが非常に悪い。見識のない行為も事故発生の一因となるので、改善するようにとの要望がありました。

行政からは、確かにマナーの悪い人がいます。大体7名ほどの人と特定できましたので、しっかりと対応しますとの答弁がありました。

このほかにも若干の質疑や意見がありましたが、特段報告すべきことはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．新幹線・港湾等交通網対策について

議長(古畑浩一君)

日程第3、新幹線・港湾等交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・港湾等交通網対策特別委員会に付託中の本件につきまして、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

樋口英一新幹線・港湾等交通網対策特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

樋口委員長。〔20番 樋口英一君登壇〕

20番（樋口英一君）

おはようございます。

新幹線・港湾等交通網対策特別委員会の結審の報告をいたします。

平成23年6月22日に当特別委員会が設置されてから、この間、2回の市外調査を含め13回の委員会を開催してきました。

正副委員長では、要望活動の重要性を認識しながら、関係する近隣の議会との連携を図るよう努めてきたところです。委員会として直接行った要望活動のほかにも、委員会で調整しながら要望活動に結びつけたものもあります。

並行在来線については、委員会として決定した基本方針に基づき、昨年3月に新潟県及びえちごトキめき鉄道株式会社に対し要望活動を行いました。また、富山県東部の3市2町の議会と連携する中で、昨年11月には富山県に対して合同で要望活動を行うことができました。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路については、小谷村、白馬村の両議会と連携して、昨年10月に開催された議員連絡協議会で、早期着工を求める共同決議を採択することができました。また、その後、新潟、長野の両県に、合同で要望活動ができたことは大変意義深いと感じています。

国の政権が交代して、本年2月には委員全員で国土交通省の本省への要望活動も実施したところであります。その中では、道路整備については、今後、観光等の面だけでなく、防災や、さまざまな観点から要望していく必要があることを認識してきたところであります。

また、それにあわせて、東京系魚川会の役員の方々と懇談する機会を持つことができました。「北陸新幹線開業に向けて系魚川市に望むこと」をテーマに懇談をしましたが、ハード面の整備はもちろんですが、ジオパークの理解も含めて、市民一人一人のもてなしの気持ちが、まだ足りないのではないかとこの厳しい指摘もありました。外部から見た場合に、そのように感じられているということは真摯に受けとめ、これからの対応を考えていかなければならないと考えております。

それでは、これから付議事件についてそれぞれ申し上げます。

まず、姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と次期計画の調査と整備推進について。

この間の港湾改修事業について、平成23年度当初は、地方港湾整備に対する国の予算全体の枠組みが減少したことから、例年に比べて3分の1程度に事業費が落ち込みましたが、24年度は従来並みの予算に戻ることができました。しかし、この事業費の落ち込みによる影響で、工事進捗は1年ほどおくれ、既存施設との切りかえ時期などを調整したところ、現時点での完成年度は28年度となっています。

また、港湾改修事業で生じるしゅんせつ砂れきについては、委員から海岸侵食対策に利用できないかという意見も出ていたところですが、関係者と協議する中で、今後、大和川漁港の海岸侵食対

策に活用される予定となりました。その他、港湾環境整備事業については、今年度の完成が見込まれる状況となっております。

先日行った国土交通省港湾局長への要望活動においても、姫川港をしっかりと認識していただいていることが確認できたところであります。今後、平成28年度まで予定どおりに整備が図られることを望むところです。

次に、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進については、平成27年春の開通に向け、順調に工事が進められているところであります。

新幹線駅舎1階部分の利活用については、キハ52を目玉として設置し、ジオパーク情報発信コーナーと多目的利用室という最初の計画であったものが、昨年10月に多目的利用室の部分を、ジオラマ鉄道模型ゾーンに変更する方針となっております。

委員からは、突然の方針変更により戸惑う意見もありましたが、やるからには中途半端にならないよう、また、マニアだけでなく一般市民も楽しめる、かつ収益の上がるような施設になるよう検討すべきという要望が出されております。

また、観光案内所を南北2カ所に設置する方向性については、維持管理費等の無駄を心配する意見が多くあったところです。

行政側では、南口のほうをジオパークに特化した案内所とした上で、最低限の観光情報も提供して、あわせて観光協会の本部機能を持たせるよう整備をしていきたいとの考え方ではありますが、利用者の視点に立ってそれぞれの機能を考え、現在の情報技術機能を使った検討もすべきとの意見も出されております。

次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、ここ数年ほとんど進捗が見られていない現状の中で、冒頭、申し上げましたとおり、長野県の沿線議会と連携をとって対応してきました。その結果、小谷村議会、白馬村議会と合同で、県の枠組みを越えて両県に要望活動を行うことができたことは大きいと考えております。

大町市議会とも連携をとりたかったところでありますが、長野県内でも、南側ではルート選定等で調整が難しいところもあるようであります。先方の委員長と協議した中では、現時点での取り組みは難しいということで今回は見送りましたが、今後も引き続き、連携を模索していく必要があると考えております。

長野県では既に小谷村の雨中地区で、高規格道路の構造要件を満たす一般国道バイパス事業が着手されております。当市内においても今年度は県道西中バイパスとして、高規格道路の構造を満たすような形での県道のバイパス整備が始まっているのは事実であります。これらを足がかりに、今後の整備促進が望まれるところであります。

国でも公共事業費の拡大が見込まれていく中、行政側でもこれまでの常識にとらわれず、より強力に進めていただきたいところであります。

次に、一般国道8号糸魚川東バイパス大和川・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷間の調査については、これまでも言われているとおり、現時点では、北陸新幹線開通となる平成27年春までの押上・大和川間の供用開始を目指すことが最優先であります。これについては、行政側も同様の考えで、国交省高田河川国道事務所でもそのような理解をしていただいているとのことでありました。

新たな動きとしては、今年度に入って間脇・梶屋敷間についての地元説明会が開催され、ポーリ

ング調査に入っている状況があります。今後、間脇までを含めた、当初計画どおりの全線開通に向けた取り組みを進めていく必要があるところであります。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査、研究と大糸線の活性化調査については、今年度は糸魚川駅開業100周年、大糸線全線開通55周年の記念事業として、ラッピング列車、花いっぱい運動、撮るたびフォトコンテストなど、さまざまな取り組みが行われてきました。

並行在来線の運営に関しては、新潟県から経営計画がなかなか示されずにきましたが、先日、県の試算で、30年間で約830億円という国からの支援が明らかになったところであります。

当委員会としては、並行在来線の運行についての方針として、糸魚川駅と県都新潟駅までを結ぶ優等列車の運行継続を求めること。具体的には、糸魚川発新潟行きの特急「北越」の運行を求めていくこと。

普通列車の運行においては、最低限現行の利便性を維持することとし、ダイヤの改善、運行本数の見直しや新駅の設置なども検討し、利便性の向上を図ることを求める。また、現行からの運賃上昇をできるだけ抑え、利用者に過度な負担とならないようにすることはもちろんであるが、それによってのみ列車の運行形態が決定されるのではなく、十分な安全性を確保した運行形態が導入されるよう求めていくこと。

沿線市町村の財政負担は、自治体の財政力を十分に勘案し、過重にならないようにするよう求めていくこと。

富山方面から糸魚川駅までの快速列車の運行を求めること。また、その隣県との協議を十分に行うことを求めていくことの4項目を、昨年1月に方針決定し、新潟県及びえちごトキめき鉄道株式会社に対して要望を行ってきたところであります。

先日、県から説明を受けた中では、新たに沿線3市の負担額が示され、新幹線開通による税の増収の範囲内として、並行在来線の固定資産税の政策減税に係る交付税相当額約7.6億円と、実際の固定資産税のうち約40億円を並行在来線への支援に充てるというものであります。そのうち糸魚川市の負担分としては、合わせて13億円前後になるのではないかと推測されています。しかし、当初予定していた1.6倍の運賃設定から、1.3倍に下げることができるということでありました。

2月20日の委員会の際には、これらの負担について行政側としても、まだ了承したわけではないという答弁でありましたので、これまで支払っている建設負担金も十分考慮して、沿線市の負担が軽減されるよう、また、新駅設置の議論もあわせて、今後、しっかりと対応していただきたいところであります。

また、沿線県との連携ということで、富山県東部の3市2町の議会とも連携を図ってきました。

合同で富山県に要望したことは冒頭申し上げたとおりであります。特に、並行在来線の県境をまたぐ運行について、現在の利便性を損なうことがないよう隣県との協議を進め、日本海側を縦貫する優等列車の代替として、金沢・糸魚川駅間の快速列車の運行について、利用者の視点に立ち積極的な検討を行うことを求めました。

富山県東部では糸魚川までの乗り入れを要望する声があり、当市としても、富山県方面からの快速列車等の乗り入れを受け、糸魚川発新潟方面の優等列車の存続を求めて、今後とも結節点としての糸魚川駅の重要性を訴えていく必要があります。

北陸本線で計画されているディーゼル車運行の安全性の問題については、市外調査で最新型ディ

ーゼル車両の環境性能を確認したところでもあります。

えちごトキめき鉄道株式会社では、調査の結果、トンネル内での排気ガスの一酸化炭素濃度は、健康には全く問題がないレベルとみております。しかし、この区間には長大トンネルを含めトンネルが連続する区間があるので、万一の事故に備えた対応については、通常のトンネル以上に求めていく必要があると考えます。

なお、一部市民の間では、ディーゼル車の運行を危惧する声もありますので、市民理解が得られるように今後とも努力していただきたいものであります。

最後になりますが、改選による議員任期の都合上、一応の結審とするわけではありますが、これらの付議事件は、当市の発展にかかわる重要な項目ばかりであります。糸魚川市としては、今後これらの事業が一層前進するよう取り組んでいく必要があると考えます。

以上、新幹線・港湾等交通網対策特別委員会の集約とさせていただきますが、ここに改めて特別委員会の委員各位、行政担当課のきょうまでのご協力に心から感謝を申し上げまして、結審報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承し、新幹線・港湾等交通網対策特別委員会を結審することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することと決しました。

日程第４．議案第１６号から同第２７号まで及び議案第５２号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第４、議案第１６号から同第２７号まで及び議案第５２号を一括議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔１３番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会において総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る3月12日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案認定及び可決、請願第4号は継続審査であります。

審査における主な質疑につきましては、議案第18号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、職員の給与について、全部ではなく3級以上が対象ということだが、どういう理由かという質疑に対し、一般の行政職でいう3級以上の職員であり、経過措置として減額したものが3級以上の職員であったが、今回、100分の98.82に引き下げたものを98.91に改めるものであると答弁されております。

議案第19号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、大きな減額率である。具体的例を示してもらいたいという質疑に対し、給料月額を仮に40万円として試算した場合に、25年度の1年間の経過措置である100分の95の場合は約213万円の減額、それから平成26年4月以降は、現行と比較をして約403万円の減額という試算をしていると答弁があり、大きな減額であり、反対すると反対意見が出され、起立採決の結果、起立多数で原案可決されております。

議案第52号、平成24年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第2号)では、本案は議案第51号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)のうち、能生事務所関係部分と関連しておりますので、一括説明、一括質疑されております。

委員より、柵口温泉権現荘の平成23年度と比較すると上向きであり、非常にいいことだと思う。支出の人件費は1,038万円、管理諸費は164万8,000円の減額になっているが、その内訳はいかがかという質疑があり、人件費は常勤職員の給与等の経費であり、23年度については6人から平成24年度は4人となり、1人が退職、1人が異動である。ただ、人件費の項目では約1,000万円の減となっているが、運営費で賃金として計上している部分があるので、差し引き約600万円ほどの減ということになる。

管理諸費の164万円の減については、ことは昨年と比較して、除雪、雪下ろし等の経費がかからなかったことが一番大きい。しかし、灯油単価等が上がってきているので、厳しい状況でもあると答弁されております。

基準外繰り入れとして施設改修費補てんが1,000万円計上されているが、その内容はどうか。また、指定管理者募集に際して、施設改修の範囲はどうなるのかという質疑に対し、平成23年度の455万円は送湯管の洗浄等を行ったが、24年度は同じく洗浄のほか、別館の内装の改修をさせていただいた。指定管理者には別館に限らず本館、ロビー部分、新館の宴会場等についても可能な限り改修をして、引き継ぎをしたいと答弁がありました。

温泉センターについて、委員より、収支は赤字補てんで860万円ほどである。いろいろな努力をされているけれども、利用客がふえない。アイデアを出して、スタンプなどの工夫の上でも約3,600人ほど減っているが、その状況が続くという受けとめ方か。また、今後の収支見込みはどうか。また、地元との協議状況はいかがかという質疑に対し、利用増に向けての取り組みは強力的に進めていくべきと考えるが、24年度決算見込みの1万6,600人と同レベルであると、

今年度と同程度の赤字補てんをしないと温泉センターとしては成り立たない。

指定管理に向けた課題にもあったように、温泉入浴機能については権現荘に一本化をしたいという考え方を持っている。一昨年の12月に、権現荘で計画の説明会を行ったが、それ以来、説明会を行っていない。そのとき市として利用増の取り組みを約束しており、その結果が、一応まとまったので、新年度の早い時期に説明会を開催したいと答弁がありました。

指定管理への移行スケジュールがおくれているが、どのような状況かという質疑に対し、指定管理へ向けて検討している課題は、施設改修計画としては、市が実施する施設改修範囲の決定、従業員動線の改善計画、日帰り入浴機能の一本化計画であり、施設改修工事財源対策として優良債の充当協議などがある。

平成23年1月25日付で、株式会社リョケンより、権現荘の総合診断報告書が提出された。これは基本的には、旅館を取り巻く経済環境であるとか、権現荘の設備、収支、運営、サービス等の状況を分析、検討して、今後の権現荘の方向性、それから施設を改修する上のプランを提案されたものである。これをもとにして、指定管理者移行前に市が行う施設改修の内容について、検討しているところであると答弁されております。

委員より、指定管理に向けてスピード感が感じられない。今年度、経営改善の努力をした上で、有利な状況で指定管理制度に移行する予定だったにもかかわらず、指定管理のスケジュールすらも明らかになっていない状況である。行政努力が不足していると言わざるを得ない。さらなる行政努力を強く求めると意見が出されております。

請願第4号、柵口温泉センターの存続を求める請願については、請願者の願意、意向を最大限考慮した施策を講ずるためにも慎重な対応をしたいと継続審査の申し出があり、起立採決の結果、継続審査となっております。

その他の議案につきましては、特に報告すべき事項はありません。

以上で、付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

柵口温泉センターの存続を求める請願に関連して伺います。

今ほどの報告では、この請願者の願意を尊重して継続審査というふうに言われましたけれども、どういう形で、この願意を存続するのか。我々の任期は、もう4月でないわけでありませけれども、その辺のところは、どういうふうな議論がなされたか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

これまでの審査内容を総合的に判断しますと、委員の意見としては、指定管理へ移行の中で、権現荘への日帰り入浴機能の一本化とは言っていますが、その中で施設改修費等々を比較して、指定管理者との協議の中で温泉センターを存続して管理したほうが、全体の運営として有利であるという選択肢もあり得るということを知っています。

したがって、一本化ありきでも存続ありきでもない施策選択の中で、請願者が求めている日帰り温泉機能として存続させていく選択肢を取りたいということによって、今の請願の内容では、否決することも採択することも難しい状況である。願意は尊重したいが、継続としたいということであるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

この請願は、9月定例会に出されたものであります。この間、委員会でも検討されてきたわけでありませぬけれども、市のほうは方針として、権現荘との一体化というものを明確に打ち出しております。こういう中で温泉センターの存続というものも、これも選択肢に入れるのであれば、私はこれは委員会で採択をして、それぞれの議員の考え方をはっきりさせるというのが、議員の責任ではないかなというふうに思うんですが、その辺のところは議論はどういうふうになされましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

委員会の意見ですから、私の意見、個人的な意見ということではありませんが、9月定例会では上南地区の活性化協議会の議論や、1年間の利用促進の状況を踏まえて判断したいということで継続審査となっております。

また、12月議会でも、指定管理者制度への移行に関する所管事項調査の中でも審査されていることから、継続審査とするべきであると意見が出され、継続審査となりました。

そのような経過を踏まえて、利用促進の状況も芳しくない中、指定管理者制度への移行スケジュールもおくれていることから、請願者の願意・意向を最大限考慮した施策を講ずるためにも、慎重な対応をしたいというのが委員会の総意でありまして、今ほど新保議員が言われましたように、採択すべきであるという意見も確かにあるでしょう。しかし総意として、今、一本化ありきでも存続ありきでもない中で、指定管理者へ移行の検討がされている状況。その中で委員会として最大限、請願者の願意をくんだ対応をしたということになります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

基本的に、私はやはりこの任期の4年間の中で議員が果たす役割というのは、やっぱりこの4年間の中でやっていく必要があると、これが基本だと思っております。

ですから、この点については、やはり採択を求めたいということを述べて終わります。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

議案第19号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに
対して、反対討論を行います。

今回の条例の一部改正は、提案理由によれば新潟県の退職手当制度の改正に準じて糸魚川市職員
の退職手当の額を減ずるため、所定の改正を行うものであるとなっております。

今回の減額率は、平成25年4月1日から26年3月31日まで、つまり来年度の退職者は
8.7%、平成26年4月1日以降、つまり再来年度からの退職者は16%となる大変大幅なもの
であります。8.7%は、おおよそ150万円から200万円の減額、16.4%は300万円から
400万円の減額となり、大変大きな金額であります。

デフレ不況が続く中、消費の縮小で地域社会にも企業経営にもマイナスであります。これではデ
フレ不況からの脱却の道は、ますます遠のいてまいります。賃金を上げ消費の拡大を図ることが、
デフレ不況からの脱却で求められているときに、これに逆行するようなやり方には賛成できるもの
ではありません。

以上、反対討論とします。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

これより議案第16号、糸魚川市立特別支援学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定についてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市教育相談センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決い

たします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第25号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第26号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第52号、平成24年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

暫時休憩とし、再開を11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第28号から同第41号まで、議案第53号から同第56号まで、
議案第62号及び同第63号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第28号から同第41号まで、議案第53号から同第56号まで、議案第62号及び同第63号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

おはようございます。

当委員会に付託となりました本案について、去る3月8日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な質疑につきましてご報告をいたします。

議案第38号、財産の取得について（雇用促進住宅）では、委員より、この建物は何年に建築されたのか、耐震補強はしなくてもよいのかとの質問があり、担当より、平成8年に建築されており、耐震については現行法に基づいてのつくりとなっているとの答弁がなされ、また、現在の入居世帯は何件で、空いている部屋はどれくらいあるかとの質問には、全部で40世帯が入れるようになっ

ており、今現在、入居されているのが24世帯で、空きが16部屋であるが、全てを埋めるということではなく、例えば5戸ぐらい政策的に空き室を設けておいて、首都圏から糸魚川市に帰ってきたいという方々に配慮して、常に受け入れられるような環境も整えておきたいと考えているとの答弁がなされました。

そのほかの議案につきましても、若干の質疑が交わされたものがありますが、特段ご報告を申し上げる事項はございませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号、糸魚川市烏帽子の里条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議事の都合により、議案第38号、財産の取得について（雇用促進住宅）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市雇用促進住宅条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

+

次に、議案第36号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第37号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第39号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第40号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第41号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第53号、平成24年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第54号、平成24年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第55号、平成24年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第56号、平成24年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第62号、平成24年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第63号、平成24年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第42号から同第50号まで及び議案第57号から同第60号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第42号から同第50号まで及び議案第57号から同第60号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました本案につきましては、3月11日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第42号、糸魚川市空き家等の適正管理に関する条例の制定については、委員から、空家管理制度は雪国であることや災害の多い地域であることを考慮すると、本市にとっても必要な条例だと思うが、この条例を補わなければならないさまざまな問題もある。

1つ、空き家管理は台帳を作って行うということだが、家の傷みぐあいのレベルはどうするのか。

1つ、台帳には空き家の持ち主ばかりでなく、親類縁者も記載する必要があると思うがどうか。

1つ、周知・広報の方法としてホームページも考えているようだが、台帳にも使えるような写真を撮影しておく必要もあるのではないか。

1つ、空き家になる前に、親類縁者、区長、公民館長、民生委員などの関係者と連絡をとり合い、空き家になったときの管理を決めておかななくてはならないと思うがどうか。

1つ、程度のよい空き家物件は、U・I・Jターンの人たちに広く広報し活用してもらいたい。

1つ、条例施行日まで日もないことだが、運用規定などをしっかり設けておかないと、対応の難しい場合も出てくるのではないかなどの質問、意見が数多く出ました。

行政からは、空き家といっても所有者の意向その他で、さまざまな条件があると思っています。今、委員の皆様から出た意見も当然だと思しますので、筒石、小泊地区などの先進地の事例を調べたり、各地区区長と連絡をとり合い、空き家の有効活用などをはじめ、現状の対応に適したものになるよう努めていきたいと思っていますとの答弁がありました。

議案第43号、糸魚川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第44号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定については、議案第43号、44号の両議案は、国の地方主権改革一括法の制定に伴い、各自治体で制定する必要があると出た議案であり、同様な趣旨であるためあわせて一括審査をしております。

2議案合わせて300条に及ぶ膨大な条例であります。基本は厚生労働省令に準じますが、本市の独自基準も若干盛り込まれるようであり、担当の福祉事務所では、市が直接関与できるようになるため、今までよりきめの細かいサービス提供ができるようになると考えているということであり

ます。

委員からは、新たに糸魚川市の災害を想定して、独自に災害ごとの対応マニュアルをつくるのか。そのマニュアルを現在営業している業者に対して、問題発生の場合はきちんと指導、助言ができるのかなど、主に確認のための意見が出されました。

これらに対し行政からは、現在も対応マニュアルはあるが、より細かなものをつくっていくよう指導します。現在、運営されているそれぞれの施設の諸問題には、保険者として言うべきことは、きちんと行っていく決意はありますとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、特段報告することはありません。

議案第47号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、この条例改正で、入湯税条例の不公平さは解消されるが、市全般で税徴収に不公平感のあるものはないかとの質問に対し、行政から、市全体では各種条件による減免や、企業誘致などの政策的な減税などはありませんが、それ以外については、公平に徴収していますとの答弁がありました。

そのほかにも質問はありませんでした。

議案第48号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、上位法の改正によるものであり、委員からは、現状と制定後の変更点など確認のための多少の質疑がありましたが、特段報告することはありません。

議案第60号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、委員からは、予算を減額した理由の再説明の要求と内容確認がありましたが、特段報告することはありません。

なお、その他の付託された議案は、特段質疑はありませんでした。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号、糸魚川市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第43号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第44号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第45号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第46号、糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第47号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第48号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第49号、糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第50号、糸魚川市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第57号、平成24年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第58号、平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第59号、平成24年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

+

次に、議案第60号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議案第51号及び同第61号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議案第51号及び同第61号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会において、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、去る3月12日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、議案第51号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)につきまして、企画財政課関係部分では、減債基金積立金に青海地区振興基金繰入金から5,976万円を繰り入れることとなっているが、詳しく説明を求めるといふ質疑に対し、青海地域での公民館の改修、総合グラウンドの改修事業などに合併特例債等を充てているが、地域審議会では合併特例債等を充当した事業の一般財源相当分の3割に、青海振興基金を取り崩して減債基金に回してもいいと審査されている。もとの方針は、青海振興基金を取り崩して事業をする予定であったが、合併特例債を使ったほうが、より有利だということで、その差額分の3割を振興基金を取り崩して充当することとなったと答弁されております。

教育委員会関係部分では、公園スポーツ施設整備で約200万円の減額ということになっているが、美山球場、能生球場は、風によって土や砂が飛ばされて非常に危険な状態である。補充用の砂、土を多目に備蓄することはできなかったかという質疑に対し、美山球場は、今回、芝生も内野も、ほぼ全面的な改修となるので快適に使えるものと思っている。能生球場については、砂の補充だけでは足りない部分もあるので、グラウンドの将来的な整備が課題となっている。メンテナンスで工夫しながら、利用していただきたいと思っていると答弁されております。

能生事務所関係部分は、議案第52号で報告したとおりであります。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

次に、議案第61号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第14号)について、企画財政課関係部分では、地域の元気交付金のスキームは、例えば市の単独事業をやった場合には、例として1億円の事業であれば、その80%が交付金になるという考え方かという質疑に対し、A事業は補助率が定められた事業、B事業は直轄事業で負担率が定められた事業、C事業は補助率が定められていない事業とすると、その3種類の事業の地方負担額の合計の80%が地域の元気臨時交付金として交付され、その充当事業はC事業と単独事業に限られるものであります。したがって、交付金のうちC事業充当分以外は、単独事業に100%充てることができるというものでありますと答弁されております。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

当建設産業常任委員会に分割付託となりました本案について、去る3月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

まず、議案第51号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第13号)ですが、商工農林水産課関係では、委員より、県営林道開設事業に関して林道用地購入が借地になったというが、本来、底地は買い入れが原則だと思うが、将来に支障はないのかとの質問があり、担当より、今まで用地取得の方向で事業を進めてきたが、買収になると1筆全部測量をして買収面積を確定するため、山間地へ行くと1筆が非常に大きく、測量費用が非常に多額になることから、事業の見直しにより山林所有者との間で、永久の使用貸借契約を結ばせていただく借地方式にしたとの答弁がなされました。

ほかにも農作物有害鳥獣対策事業では、電気柵の設置に関して、電気柵によってはじき出されたものは、またどこかに行くわけで、個体を減らす方法を考えていないのかとの質問には、農作物を守るためには、電気柵とあわせて個体の管理も必要で、そのために、くくりわなの取得を多くの方にしていただき、あわせて猟友会の協力を得て捕獲を実施していかないと、数は減っていかないと考えているとの答弁がなされました。

次に、議案第61号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第14号)ですが、建設課関係では、委員より、除雪機械整備事業で、除雪業者で機械を貸与してもらいたいというところもあるが、市から業者への貸与は無料かとの質問があり、担当より、市から貸与している機械と業者の自前の機械では維持管理費と設備投資のお金が違うので、除雪の単価で調整をしているとの答弁がなされ、さらに、業者で持っている機械と市で貸与している機械の割合はどれくらいかとの質問には、

市が貸与している機械は63台で、業者が所有しているものが130台弱ぐらいとの答弁がなされました。

商工農林水産課関係では、委員より、今回の補正は全て繰り越しになるということだが、繰り越しになって、それぞれの事業期限はどうかとの質問があり、担当より、今回の国の補正にかかるものは全て繰り越しということで実質25年度事業である。今現在、国の方針で繰り越しに対する、いわゆる限度工期のはっきりした情報はないが、今聞いている情報では、26年3月31日までが限度工期になるだろうという話は伺っているとの答弁がなされました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、3月11日に審査が終了しますので、その経過と結果について報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

まず、議案第51号、平成24年度系魚川市一般会計補正予算（第13号）では、委員から、3款3項、生活保護費の生活保護扶助費について、医療費1,500万円を増額した内訳の詳細な説明を求めるとありました。

行政から、医療扶助の増額につきましては、下半期、特に10月以降に入院された方が非常に多く、また、手術も実人数で43人の方が受けており、高額医療費がふえたことが原因ですとの答弁がありました。

また、4款1項、保健衛生費の健康づくりセンター管理運営事業では、委員から、健康づくりセンターはびねすの指定管理料が年度途中で270万円上がるのはいかがなものか。光熱水費の増加により予算を超えてしまうという説明だが、指定管理者は温度設定をした上での管理をしているのかとの質問に、施設では温度設定はしています。冬は22で、夏は25となっていますとの答弁がありました。

また、委員から、温度設定はしていても果たして守られているのか、暑さ寒さとも使い放題で行っているのではないかととの質問に、今年度は昨年より気温の変動が激しく、使う量も多かったのではないかと思います。また、風除室はあるが、自動ドアの開閉が遅く、暖風、冷風がそのまま室内に入る場合もありますとの答弁がありました。

ほかの委員から、270万円の補正が風除室のぐあい原因なら、毎年のことであるから直さなければならぬ。指定管理者がサービスの一環で温度設定の管理を緩く行っているのなら管理の甘さが指摘される。もう一步踏み込んだ管理体制のチェックが必要と思われるがどうかとの質問に、指定管理者の温度設定と運営の仕方や管理体制について、再度チェックをしたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、4款3項、清掃費の一般廃棄物最終処分場整備事業では、当初予算である4,200万円の全額を減額補正してゼロにするというのは、どのような理由があるのかとの質問に対し、行政から、当初、早急に最終処分場の整備を進めるために、今年度、各種調査や基本設計を委託する予定で4,200万円を計上していましたが、大野区からの提案や要望もあり、改めて整備方針を調査検討する必要があることから今回減額し、方向性が定まった時点で再度予算化し、取り組むことにしたものですとの答弁がありました。

続いて、本会議中に追加された議案第61号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第14号）では、委員から、4款1項、保健衛生費、医療施設等設備整備事業の、この補助金の詳細な説明を求められました。

行政からは、この補助金の趣旨は、糸魚川総合病院から年次計画的に整備の要望があります。今回は25年度に整備予定であった臨床化学自動分析装置と免疫発光測定装置を、国の緊急対策事業によりまして、急遽、3月の追加補正で整備したいものでありますとの答弁がありました。

そのほか多少の質疑がありましたが、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

これより議案第51号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第13号）について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第61号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第14号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第 8 . 議案第 3 号から同第 1 5 号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 8、議案第 3 号から同第 1 5 号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊予算審査特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第 3 号、平成 2 5 年度系魚川市一般会計予算、議案第 4 号から議案第 1 3 号までの特別会計予算 1 0 件、議案第 1 4 号及び同第 1 5 号の企業会計予算 2 件、計 1 3 件であります。

去る 3 月 1 3 日から 1 5 日及び 3 月 1 8 日の 4 日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容について報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な内容についての報告は省略し、要点のみの報告といたしますので、あらかじめご了承願います。

初めに、議案第 3 号、平成 2 5 年度系魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出の 2 款、総務費、1 項 4 目、ヒスイ・鉱物魅力アップ事業では、補助金のあり方、補助率の割合、見直しについての質疑が交わされております。

同じく 1 項 4 目、新規事業のふるさと系魚川同窓会応援事業については、詳細な説明後に、小規模、少人数の場合の対応についての意見が出されましたが、いずれも今後の課題といたしております。

4 款、衛生費、1 項 2 目、健康づくりセンター管理運営事業では、委員から、指定管理料が前年度よりも上がって 4,400 万円になっているが、具体的な考え方はどういうことなのかなど、指定管理料について多くの意見がなされた後に、委員より集約の提案があり、健康づくりセンターの指定管理料については、指定管理制度の基本的考え方に基づいて、契約内容の見直しを含めた慎重かつ適正な対応を求める。また、見直しの中には、兵庫県豊岡市の公設民営方式の例を調査して、系魚川市の負担軽減を図ることとの集約がなされております。

次に、7 款、商工費、1 項、スキー場指定管理料では、スキー場は市の施設であり、大規模修繕は指定管理料に含めるべきではない。指定管理料の見直しはいつ行うのかとの質疑に、26 年度に改革していく予定であるとの答弁がなされております。

9 款、消防費、1 項 1 目、職員人件費、救急救命推進事業では、委員から、市民が安全・安心で

きる消防、防災、救急活動が行えるように消防職員の定員管理をしていただきたいとの意見や、救急救命推進事業では、委員の救急救命士の確保の質疑に対して、資格を学校で取得できるようになったので、職員の採用に当たっては、できるだけ有資格者を優先的に採用し、早く目標数を達成するように今後とも努めてまいりたいとの答弁がなされております。

10款、教育費、2項1目、小学校費では多くの質疑がなされた後、次の2点について集約がなされております。

1つ目の集約事項は、小学校費の小学校管理費及び中学校費の中学校管理費に関連して、市内小・中学校に災害対応用に配備されている可搬式発電機の一部が、他施設に持ち出されたままの状態となっているため、本来、可搬式発電機が設置されていた学校では、災害対応に不備な状況に置かれていることは大変遺憾である。本来の目的に応じた適切な配備と管理を行うことを強く要望する。

2つ目の集約事項は、小学校費の小学校暖房設備整備事業の中能生小学校暖房設備改修工事において、FF灯油暖房機28台を整備するという説明であったが、糸魚川市としてペレットストーブを推奨していることから、ペレットストーブの全面的導入、それが不可能であっても部分的導入を前向きに検討すること。また、検討には、設備、管理、原料面の問題、事情を含めること。

次に、歳入では、18款、繰入金、1項、基金繰入金で、青海地区振興基金繰入金9,912万円に対して、委員から、青海の公民館施設事業に3,412万円が充てられているが、これは一般財源で整備すべきではないかとの質疑があり、25年度に地域審議会で十分な説明を行い、理解を求めたいとの答弁がなされております。

次に、議案第8号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計では、委員から、指定管理に向けて平成24年度末には募集要項が策定され、指定管理者の募集に入る予定であったが、現時点においてスケジュールも明確に示すことのできない状況であることは大変遺憾である。新年度に入ったら指定管理制度への移行までのスケジュールを早期に決定し、その中で施設改修計画や財源対策を検討、計画して、実行していくようにとの強い意見に対して、理事者から、新年度に入り早々に実施計画をつくりながら、同時に財源確保と募集要項をまとめ、指定管理者を探していきたいとの答弁がなされております。

そのほか各会計において多くの質疑が行われましたが、報告を省略いたします。

最後に、4日間、しかも長時間にわたる審査に委員各位、並びに行政の担当各位には議事進行等にご協力を賜り、無事大役を果たすことができましたことに対し、副委員長とともに感謝とお礼を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

議案第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算に対して反対討論を行います。

一般会計予算の総額は306億2,000万円で、前年比3.1%の増となっています。当初予算としては、過去最大の規模となるそうです。

歳入では、法人市民税で30.7%の減、固定資産税で2.0%の減など市税全体としては1.9%の減となっております。地方交付税では、実質的な交付税は4億円増の97億円、市債は全体として12.2%の大幅な増となっております。

歳出では、糸魚川駅及び駅周辺整備、一般・産業廃棄物最終処分場適正化、小・中学校改築、特別支援学校建設など大規模な建設事業が多くあり、普通建設事業費が11.9%の大幅増となっております。款でいうと、土木費20.9%、民生費17.8%、教育費14.5%、公債費14.3%の順となっております。

長引く景気低迷の影響による厳しい経済状況が続く中で、どの施策を優先させるかが鋭く問われることとなります。市民の福祉と暮らしの向上を図り、安心・安全な生活を送ることができる糸魚川市をつくり出すことが重要であると考えます。

まず、4款、衛生費、健康増進施設助成事業です。

新年度には、今年度の3,000万円から10%削減された2,700万円が計上されております。市民健康増進施設助成補助金という名前ですが、内容は、糸魚川地域のひすいの湯への補助金です。

ひすいの湯は、平成6年12月に営業を始めてから18年が経過し、この間の補助金は6億7,500万円となっており、その金額は建設費の5億8,000万円を1億円近く超えるものとなっております。この補助金のあり方が問題であります。さきに補助金ありきのようなやり方を改めるべきです。糸魚川市として、整合性のとれた基本的な考え方をしっかり持つべきだと考えます。

同じく、虫歯予防事業についてです。

2011年の日本弁護士連合会の集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書は、次のように断言しております。安全性、有効性、必要性、相当性、使用薬剤、安全管理、追跡調査、環境汚染に関して、さまざまな問題が認められるとし、日本における集団によるフッ素洗口・塗布に関する施策遂行には違憲の疑いがある。

糸魚川市としては、これを真摯に受けとめ、その対応を図るべきですが、市当局は何の検討も研究もされておられません。これだけ大きな論争になっているのに、いつまで傍観者の立場にいるのでしょうか。フッ素洗口については、このような反対意見もあり、論争のある施策を教育の場に持ち込むことはいかがなものでしょうか。

次に、7款、商工費、スカイパーク振興事業です。

能生地域のシャルマン火打スキー場、グリーンメッセ能生・やすらぎ館の事業ですが、このうちシャルマン火打スキー場の指定管理料は大規模修繕を含め5,080万円となっています。一方、根知のシーサイドバレースキー場の指定管理料は、同様に3,100万円です。市が所有するこの2つのスキー場に対する支出の限度額、収支の改善、経営のあり方など抜本的な対策が必要となっております。

とりわけ、シャルマン火打スキー場の社長人事の問題は重大です。社長は現在の糸魚川市長から

民間人に交代すべきです。こういった課題とともに、この事業への抜本的な対策が必要となっておりますが、それがなされておられません。

最後に、10款、教育費、中学生海外派遣事業についてです。

昨年と同規模で、8月に中学3年生30人を香港へ派遣するのに、500万円近い金額が計上されております。今年度は、3年生は390人のうち32名の生徒が派遣されたそうです。選抜された生徒の数は、全体の1割にも満たない数となります。このような取り組みは、義務教育の段階ではふさわしいものとはいえません。小・中学校という義務教育の段階では、基礎学力の向上のための施策を中心にすべきであり、もしジオパーク関係の事業だとしても、みんなが参加できる義務教育にふさわしい形での交流事業を検討すべきだと考えます。

以上で、反対討論とします。

議長（古畑浩一君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔2番 保坂 悟君登壇〕

2番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算、並びに議案第4号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算について賛成討論を行います。

まず、議案第3号、糸魚川市一般会計予算であります。

米田市長は、平成25年度の重点施策は、「安全安心、元気なまちづくり」「明日を担う人を育むまちづくり」「新幹線開業を活かすまちづくり」とし、予算規模は過去最高の水準となっております。

特に、安全安心なまちづくりでは、2年前の3.11津波災害を教訓として、公共施設、道路、橋梁の耐震化、長寿命化の推進は、市民の生命を守る観点からも必要不可欠な事業であり、糸魚川市にとっては、地域経済の振興に大きな役割を果たすものであります。新年度では、国や県と連携して、生命を守るために必要な公共工事は積極的に進めていただきたいと思います。

新年度の新規事業の中で期待しているものは、在宅介護応援りほ一む事業、高度医療技術者人材育成支援事業、新エネルギー導入支援事業の3事業であります。

在宅介護りほ一む事業は、住宅改修費の3分の1補助で、上限は50万円としています。受領委任払制度により、使い勝手のよい制度であると評価しております。

高度医療技術者人材育成事業は、認定看護師の研修費助成がされることで、糸魚川市内で働きながら看護師としてのスキルアップができる環境となり、看護師確保策としてもよい取り組みと評価しております。

新エネルギー導入支援事業は、ペレットストーブ設置費の3分の1補助で、上限を10万円としたことを評価しております。さらに、市内で生産された木質ペレットを使用するよう条件をつけていくことも評価しております。

今回の予算審査特別委員会の集約事項として、小学校等をはじめとした公共施設において、ペレ

ットストープ等の設置可能な施設には、積極的に導入することとあります。今後、山林の集約化と間伐の促進を図り、林業振興を強力に進めていただきたいと思います。

これらの新規3事業は市民周知がポイントになりますので、周知の徹底をしっかりとお願いいたします。

予算審査特別委員会の審査の中で、気になった4点について意見を述べさせていただきます。

1つ目は、子どもインフルエンザ接種助成事業についてであります。

新年度では、事業を復活させたことを評価しております。平成24年度当初は事業廃止にしましたが、年度途中で復活させ、昨年からことしにかけてのインフルエンザの蔓延を防ぐ効果を上げたと考えております。子どもたちのインフルエンザの重篤化を防ぐ意味からも、今後も事業継続と対象範囲の拡充を検討すべきと思います。

2つ目は、子どもの医療費助成であります。

一般質問と予算委員会の行政答弁で、助成拡充に向け検討している姿勢が見られますので、今後の取り組みに期待を大きくしているところであります。

3つ目は、定期予防接種事業であります。

子宮頸がん予防ワクチンについて委員から、性教育を含めた予防接種の必要性について質問されたとき、行政答弁がしっかりしていませんでしたので、この子宮頸がんについて基礎知識の市民周知が必要と思います。若干説明させていただきます。

子宮頸がんの発生には、ほとんどの場合、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染が関連しております。ヒトパピローマウイルスには100種類以上のタイプがありますが、子宮頸がんの原因となるのは約15種類、主に性交渉によって感染するため、性交渉経験を持つ全ての女性が、子宮頸がんになる可能性を持っております。

ヒトパピローマウイルスは、女性の約80%が一生涯に一度は感染しているという報告があるほど、ありふれたウイルスであります。感染しても多くの場合は、その人の免疫力によってウイルスは自然に排除されます。しかし、この機能がうまく働かず、ウイルスが子宮頸部に残ってしまって、長期間の感染が続くと、その部分の細胞が少しずつがん細胞へと進行していくことがあります。つまり子宮頸がんとは、誰もが感染するヒトパピローマウイルスの感染が長期化したときに起こる病気です。ウイルス感染からがんへ進行する要因には、喫煙や妊娠回数などがかかわっているとされており、感染については、性交渉が1人であっても感染の可能性があります。ここを誤解されないような周知の徹底をお願いいたします。

4つ目は、中学生の海外派遣事業と学力向上事業における大学見学について、反対意見が委員からありましたが、その反対理由が理解に苦しむ内容だったので、あえて賛成理由を述べさせていただきます。

まず、中学生の海外派遣事業において、義務教育期間ではなじまない、市内中学3年生の生徒数から30人を選ぶのは不公平であるという反対意見がありました。しかし、平和都市宣言推進事業の中学2年生の12人の広島派遣については、何も反対はしておりません。ここに矛盾を感じるところであります。

私はこの事業、どちらも中学生という多感な時期に意欲を持って、さまざまなものを見聞することは非常によいことと思っております。意欲のある子どもたちに大人がそれに応えないで、何が人

づくりでありましょうか。むしろへ理屈で、中学生の情熱を消さないでいただきたいと思います。そのような閉鎖的な考えでは、グローバル時代にそぐわないと思います。真剣に子どもの将来を考えていただきたいと思います。

もう1つの大学見学についてであります。大学に行けない子どもがかわいそうだから、見学はすべきでないというような反対意見でありました。

大学は年齢制限もなく、いつでも通えるものです。また、学生支援機構などが中心となり、奨学金制度も充実しております。また、地元にいながら通信教育で、大学を卒業してる人もたくさんおります。インターネットの普及で、放送大学も充実しております。大学については、入る、入らないは別として、どのようなことを勉強するのか、大学そのものがどういうものなのか知っておくことは、中学生にとって大切なことだと思います。その機会を糸魚川市が設けているのに、大学に行けない子どもが、かわいそうという理由で、弱者の見方のように意見されておりましたが、弱者は初めから大学へ行けないと決めつけているその考えこそが、私には理解できません。意欲のある子どもたちに、さまざまな機会を提供することが大人の役割ではないでしょうか。これが私の意見であります。

次に、議案第4号、糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算の疾病予防事業で、胃がん対策に効果があるピロリ菌の検査対象者数を約500人とし、検査費が通常3,500円から5,000円といわれる中、無料で行うことを大変評価しております。

公明党の働きかけにより、ことし2月21日よりヘリコバクター・ピロリ(ピロリ菌)の感染による慢性胃炎治療をするため、胃の中のピロリ菌を取り除く除菌を行う場合も健康保険が適用されました。

ピロリ菌は胃がんの大きな原因であり、胃がん予防にもつながると期待されております。これまでの胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されておりました。今回、それよりも症状の軽い胃のもたれや不快感などの慢性胃炎であっても、呼気検査などでピロリ菌の感染が確認され、内視鏡で慢性胃炎だと診断されれば除菌に保険が適用されます。具体的には、製薬企業12社が販売する抗生物質と胃酸を抑える薬への保険適用が認められたものであります。除菌はそれらの薬を組み合わせ、1週間ほど服用するだけであり、除菌が成功すれば、再感染の可能性は低いといえます。

胃炎の治療として除菌を行う場合、これまでは全額自己負担で、1人当たり数万円かかっていたものが、保険適用により窓口で支払うのが3割負担の人は6,000円程度で済むことになりました。日本では、毎年約12万人が胃がんと診断され、約5万人が亡くなっております。胃がんは、がんによる死因では、肺がんに次いで第2位に位置しております。ピロリ菌を除菌すると胃がんの発生を抑えることができるため、今回の保険適用拡大により、胃がんの原因そのものを取り除く胃がん予防が、大きく前進すると期待されております。

このような背景の中で、糸魚川市がピロリ菌の検査を無料化することは、胃がん対策の効果を高めるよい取り組みであると大変評価をしております。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長(古畑浩一君)

暫時休憩とし、再開を午後1時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論を行います。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

基本的な姿勢を補完し、重きを置いた上で討論とさせていただきます。

選択と集中のフレーズが目立って使われ、交流人口拡大の流れをバックに、ジオパーク関連予算が7款のみならず随所にわたって及び、まさにジオパーク、ジオパークといった感じすら私は受けるのであります。

一方、同じ7款関連の駅前アーケード事業に関しては、同じ交流人口拡大、あるいはこれからのまちづくりの主要眼目であるにもかかわらず、関係者の苦しみ、悩みは察するに余りあるものがあります。交流人口のみならず定住人口拡大にもつながる、まさに地域のメーンゲート、顔ということで、公はこういったところへより力を入れるべきであります。

また、同じ7款関連、市民の日々の暮らし、健康福祉の根っこ、柵口温泉センター対応も指定管理者制度に課題を抱えつつ、存続を強く望む地域住民、市民は、大きな不安を抱えておりますとともに、存続への期待を高めております。

ほかに4款の健康推進施設関連にしても、同じく足元の手近な市民のささやかな健康福祉向上に重きを置きながら、慎重な取り組みをすべきと考えます。

さらに視点は違いますが、10款の中学校学力向上支援の大学見学、これは自己責任のあるなしにかかわらず、大学へ行きたい、行きたくないにかかわらず、行ける、行けないの現実をいや応なしに突きつけられる場、自覚させられる場づくりにもなります。これはやはりおかしいと言わざるを得ない。

体に何万とある小さな毛細血管が弱り、体全体に及んでいくという病気、現象があります。私は、何万とあって、それぞれは小さい毛細血管、つまり市民の1つ1つ、一人一人を大事にする行政こそが第一と考えております。主張し続けております。これまでもあの姫川病院対応でも言い続けてきた弱いもの、小さいもの、少ないもの、声出せぬもの、重んじられぬものこそ大事にする、それが行政だと考えます。

以上の視点から、私は本予算案については、残念ながら賛成いたしかねますということで、議案

第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

続いて、議案第6号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をさせていただきます。

政権がどう変わろうが、廃止、見直しは進めてしかるべきと私は考えます、主張します。

よって、議案第6号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（古畑浩一君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

21番（松尾徹郎君）

議案第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回提出された平成25年度一般会計予算は、前年度対比9億1,000万円増の306億2,000万円と、当市にとりまして当初予算としては過去最高額であり、財政が極めて厳しい中、積極的な予算編成となっております。

各種事業を見ますと、北陸新幹線開業前に必要に迫られた各種整備事業については約23億円、また、小・中学校の改築及び耐震化工事をはじめ老朽化した公共施設の改修計画など教育費全体を見ても、行政としてできる限りの財源を確保したのではないかと思います。

一方、健康福祉分野においては、新規事業として保健センター改修計画、能生国民健康保険診療所整備事業など健康増進に向けての施設整備に加え、高齢者、障害者を対象にした在宅介護応援ほむ事業や高度医療技術者人材育成支援事業など、新たなソフト事業にも目を向けた点は評価できると思います。

また、産業分野においては、設備投資を促すための企業力パワーアップ整備投資促進事業をはじめ観光振興策についても、引き続きできる限りの予算が計上されております。

また、地域づくり、自治分野においては、中山間地域に対し集落見守り隊員の配置を計画するなど、市民生活への配慮がうかがえます。加えて、今後の交流人口拡大、地域経済活性化促進と観光振興、Uターンを期待してのふるさと糸魚川同窓会応援事業は大変ユニークな事業であり、ぜひとも成功してほしい事業であると考えます。

そのほかにも市民要望にできるだけ対応しようとした点が、多くの事業に見受けられます。このように新年度予算は極めて積極的な予算であり評価できますが、今後の財政状況も気になるところです。

合併時に作成された新市建設計画、また、その後の総合計画に準じての事業予算であることは十分理解はできるものの、並行して行政改革の一層の推進を図らなければならないと思います。加えて、新規事業が毎年提案される中、ソフト事業において引き続き継続事業として繰り返されていくとしたならば、大変厳しい状況下に陥る結果となります。

したがって、今後も絶えず事業の見直しを行い、糸魚川市の将来像を明確にする中で、重点事業

予算への優先配分に引き続き努めるようお願いいたしまして、賛成意見といたします。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

これより議案第3号、平成25年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立にて行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第4号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第5号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第6号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第7号、平成25年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 8 号、平成 25 年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 9 号、平成 25 年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 10 号、平成 25 年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 11 号、平成 25 年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 12 号、平成 25 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 13 号、平成 25 年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第14号、平成25年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第15号、平成25年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第9．諮問第1号及び同第2号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第9、諮問第1号及び同第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号及び第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員をお願いいたしております白沢恵子さんの任期が、平成25年6月30日で満了いたしますことから、また、諮問第2号につきましては、現在、人権擁護委員をお願いいたしております水嶋 聡さんの任期が、同じく平成25年6月30日で満了いたしますことから、それぞれ再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

よろしくをお願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

+

日程第10．糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第10、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118号第2項の規定により指名推選ということに
いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことと決しました。

お諮りをいたします。

議長において指名することといたしたいと思ますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

糸魚川市選挙管理委員に、糸魚川市一の宮2丁目1番7号、渡邊三司さん、
暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時13分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

同じく、寺地171番地4、駒崎勝則さん、同じく、能生2733番地7、矢澤 章さん、同じく平牛1299番地1、小柳真紀さん。以上、4名を指名いたします。

同補充員につきましては、順序によって、糸魚川市四ツ屋174番地7、伊野啓一さん、同じく木浦3779番地、楠田優子さん、同じく寺地2164番地、渡邊修一さん、同じく大和川265番地、水島秀子さん。以上、4名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方々を、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選をされました。

ただいま当選されました方々には、会議規則第32条第2項の規定により、後刻、本人宛に告知をいたします。

日程第11．閉会中の継続審査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより閉会中の継続審査についてを採決いたします。

本件に対する採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。

本件を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、閉会中の継続審査に付することと決しました。

日程第12．閉会中の継続調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お疲れさまでございました。

平成25年第2回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月25日から本日までの長期間にわたり、平成25年度予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に7点についてご報告を申し上げます。

最初に、青海中学校の給食についてご報告申し上げます。

青海中学校の給食につきましては、これまで合資会社青海食品に委託し、実施してまいりましたが、3月18日に同社から4月以降の受託はできなくなったとの申し出がありました。

理由といたしましては、現在の工場は、青海食品と糸西トーフを含めた協同組合西頸植蛋加工の共同所有でありましたが、糸西トーフの経営を引き継いだみのりフーズの意向により、青海食品が工場から撤去することとなり、給食業務ができなくなったものであります。

このため4月からの給食は、田沢小学校で調理をし、運搬する方向で現在準備を進めております。調理体制は変わりますが、これまで同様に給食内容の充実に努めてまいります。

2点目に、株式会社新潟高和の工場増設についてご報告申し上げます。

同社は、平成2年に神奈川県川崎市に本社のある高秀グループの中核工場として大野地内に設立され、産業用機器関連製品の一貫生産を行っておりますが、このたび生産体制を強化するため、4月に工場増設工事に着手し、8月に竣工する予定とのことであります。工場増設に伴い5名の雇用増とお聞きいたしており、地域の雇用、及び地域経済の発展に寄与するものと期待をいたしております。

3点目に、国道8号能生大橋の竣工についてご報告申し上げます。

国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所が、平成22年度から実施いたしておりました国道8号能生大橋のかけかえ事業につきましては、3月29日に供用開始される予定であります。

また、現在の仮設橋につきましては、上部橋は5月末、下部橋は年末をめどに撤去する見込みであります。

4点目に、並行在来線経営基本計画についてご報告を申し上げます。

去る3月22日開催のえちごトキめき鉄道株式会社の第13回取締役会において、3月末までに決定する予定の経営基本計画が、4月末まで延期されることになりました。

経営基本計画素案について市民説明会やパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を踏まえ、経営スキームに関する事項も取り入れた経営基本計画案が作成され、取締役会に提案されました。しかしながら、今後、改めてこの案のパブリックコメントを実施いたしたいことから、経営基本計画の策定を4月末まで延長することになったものであります。市といたしましても今後の利便性の向上など、さらに要請してまいりたいと考えております。

なお、取締役会に提案された経営基本計画案は、お手元にご配付させていただいた資料のとおりであります。

5点目に、新潟焼山の火山基本図と火山土地条件図の作成についてご報告申し上げます。

このたび国土地理院では、新潟焼山について、火山周辺の地形を精密にあらわした火山基本図と土地条件を地形学的に分類表示した火山土地条件図を、平成26年度に発行することとなりました。

平成25年度から現地調査が行われますが、火山基本図及び火山土地条件図は、火山対策や、火山に関する防災教育等に有効な資料となるため、本市としても国土地理院の調査に協力をし、連携を図ってまいります。

6点目に、新潟県原子力防災訓練についてご報告申し上げます。

3月23日、土曜日に、平成24年度の新潟県原子力防災訓練が実施されました。この訓練は、例年、立地自治体のみを対象として行ってまいりましたが、今年度は、東日本大震災の教訓から、広域的な避難対応と県内全市町村への情報伝達が新たに加わりました。

広域避難先の1つといたしまして、本市には総合体育館に柏崎市民約70人が避難してまいりました。当日は、本市の避難所担当部署等が訓練に参加し、避難者の確認作業などを実施いたしました。訓練結果を踏まえ、本市の原子力災害対策に反映させてまいりたいと考えております。

最後に、条例及び予算の専決処分についてご報告申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく関連省令の改正に伴う企業立地促進条例の一部改正、並びに例年と同様に、地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部改正について、3月29日に専決処分を行う予定であります。

また、平成24年度一般会計につきましても、事業費確定による歳入歳出の整理補正を行いたい

ことから、3月29日に専決処分を行う予定であります。

以上、7点についてご報告を申し上げます。

終わりに、市長2期目のこの4年間、全身全霊を傾注し、市長の職務を務めさせていただきました。改めまして議員の皆様方に感謝申し上げますとともに、今後のご健勝と、ますますのご活躍を心からお祈りを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

議長（古畑浩一君）

以上をもちまして、平成25年第2回糸魚川市議会定例会全日程が終了いたしました。

閉会におきまして、議長より一言ご挨拶を申し上げます。

今回の議長就任に当たりましては、糸魚川市議会初の立候補制を取り入れたということで誕生したものであります。2年間、皆さんにおかれましては議会改革の推進、議会運営等につきまして、さまざまなご尽力、ご協力をいただいたことに心より感謝を申し上げます。

この4月には任期満了の改選期となるわけでもありますが、議会基本条例の制定など今後の議会改革に対する大いなる課題も持ち越されておるところであります。

議員の皆様におかれましては捲土重来を期し、また、この緑のじゅうたんの上、議場にひとつ席を並べていただきたいと思う次第であります。また、糸魚川行政のさらなるご発展を心よりご祈念申し上げます。最後のご挨拶を申し上げます。

皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員